

至 急

事 務 連 絡  
令和5年3月22日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会  
医 薬 ・ 保 険 課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の  
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その3）にかかる  
追加のご連絡

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬「パキロビッドパック」の配分について、本日付け日薬業発第 486 号にて「新規対応薬局からパキロビッド登録センターへの登録は3月23日10時まで」とご案内したところですが、当該期日について情報が混乱しておりますため、以下のとおり取り急ぎご連絡申し上げます。

新規にパキロビッド対応薬局となられた薬局に対しては、パキロビッド登録センターへの登録期日等について、都道府県ならびにパキロビッド登録センターからの案内に沿って、早急に対応されるよう、ご案内ください。

スケジュール	国購入品	一般流通品
3月3日	・ <u>対応薬局数を3倍に引き上げ</u> （令和5年3月6日付け日薬業発第463号）	薬価収載 一般流通開始
3月15日	・ 配分終了の周知	
<u>3月22日</u>	・ <u>対応薬局の新規登録終了</u> （都道府県から国へのリスト外切）※17時まで	
<u>期日不明（注）</u>	・ <u>新規対応薬局からパキロビッド登録センターへの登録終了</u> （薬局へ送信されたメールに基づいた登録作業）	
<u>3月28日</u>	・ <u>発注受け付け終了</u> ※15時まで	
3月31日	・ 配分終了	

（注）厚生労働省によると、3/20 付け事務連絡（周知その3）の「記2」中の記載「なお、国が購入した本剤を使用するすべての医療機関の「パキロビッド登録センター」への新規の登録は、3月23日10時を持って終了とします」は、医療機関について示すものであり、この文脈に関して薬局は含まないとのこと。現在、日薬から厚労省に対し、薬局に関する取扱いを確認しておりますが、未だ明確な回答が得られていない状況です。回答が得られ次第情報提供をさせていただきますが、取り急ぎ対象薬局にご周知くださいますようお願い申し上げます。